

税

市民税・県民税
所得税

申告相談

2月9日(木)から
3月15日(木)まで

市民税・県民税の申告は、前年1年間の所得に
対する税額を適正に算出するための課税資料とし
て、申告書の提出をしていただくものです。また、
所得税の確定申告も併せて受け付けますので、日
程および会場を確認のうえ、ご利用ください。



市民税・県民税の申告

問い合わせ 税務課市民税担当 (内線231・232)

平成24年度市民税・県民税申告相談開催日程

(受付時間：午前9時30分～午後4時)

| 期日 | 会場 | 地区 |
|---------|------------|--------------------------------|
| 2月9日(木) | 太井公民館 | 西新町、沓里山町、清水町、門井町1丁目、深水町、押上町 |
| 10日(金) | | 門井町2・3丁目、棚田町1・2・3丁目 |
| 14日(火) | 長野公民館 | 桜町1・2・3丁目、富士見町1・2丁目 |
| 15日(水) | | 大字長野、長野1・2・3・4・5丁目 |
| 16日(木) | 持田公民館 | 持田1・2・3・4・5丁目 |
| 17日(金) | | 大字持田、前谷、駒形1・2丁目 |
| 21日(火) | | 大字佐間、佐間1・2・3丁目 |
| 22日(水) | 中央公民館 | 旭町、向町、緑町、下忍、堤根、樋上 |
| 23日(木) | 第1学習室 | 埼玉 |
| 24日(金) | (「みらい」内) | 野、渡柳、利田 |
| 26日(日) | | 全地区 |
| 27日(月) | 太田公民館 | 藤原町1・2・3丁目、若小玉、藤間 |
| 28日(火) | | 下須戸、小針、関根、真名坂 |
| 29日(水) | | 谷郷1・2・3丁目 |
| 3月1日(木) | 「グリーンアリーナ」 | 大字谷郷、栄町、斎条、和田 |
| 2日(金) | 2階研修室 | 上池守、下池守、皿尾、中里、小敷田 |
| 5日(月) | | 荒木、小見、白川戸 |
| 6日(火) | | 須加、下中条 |
| 7日(水) | 総合福祉会館 | 北河原、酒巻 |
| 8日(木) | 「やすらぎの里」 | 犬塚、馬見塚、中江袋 |
| 9日(金) | 第3研修室 | 南河原 |
| 12日(月) | | 大字忍、忍1・2丁目、本丸、矢場1・2丁目、行田、宮本、中央 |
| 13日(火) | 商工センター | 城西1・2・3・4・5丁目、天満、城南 |
| 14日(水) | | 全地区 |
| 15日(木) | | |

※対象地区はあくまで参考です。いずれの会場でも対象地区以外の方の申告相談も受け付けています。各会場日程で都合のつかない方は、ほかの会場へお越しください。

※今年度から埼玉荒木・南河原公民館の各会場は、それぞれ中央公民館(みらい)・グリーンアリーナ・総合福祉会館(やすらぎの里)に変更になりましたので、お間違えのないようご注意ください。

※税務課窓口での申告相談は受け付けていません。

※申告内容によっては、税務署に相談していただく場合があります。



所得税および消費税の確定申告

問い合わせ 行田税務署 ☎556-2121

所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得とその所得に対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金などの過不足額を精算する手続きをいいます。

消費税の確定申告とは

前々年の課税売上高が1千万円を超える個人事業者の方は、消費税の納税義務者(課税事業者)となり、翌年の3月末日(平成23年分は平成24年4月2日(月))までに確定申告書を提出することとなります(平成23年分消費税の確定申告については、平成21年の課税売上高で判断します)。

平成23年分の所得税および消費税確定申告

行田税務署では、平成23年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けを、3月15日(木)まで、消費税については4月2日(月)まで行います。

なお、「青色申告決算書の作成」「収支内訳書の作成」「医療費控除の領収書の集計」などは、事前に済ませてお越しください。

また、期限間近になると大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

※行田税務署は駐車場が狭いので、車での来署はご遠慮願います。

納税は口座振替・還付金は口座振込で

納税は、安全・便利・確実な振替納税の利用をお勧めします。ま

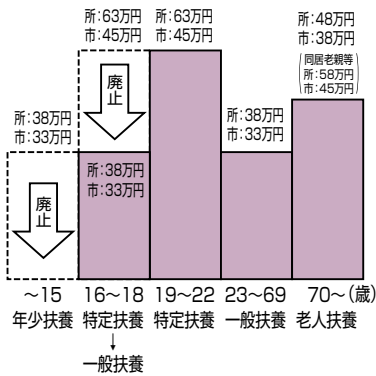
主な改正点

1 扶養控除の見直し

- ・年少扶養親族(年齢16歳未満の扶養親族)に対する扶養控除が廃止されました。
- ・特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の方の扶養控除の上乗せ部分が廃止されました。

扶養控除の見直しのイメージ図

所=所得税控除額
市=市・県民税控除額



2 寄附金税制の拡充

- ・寄附金税額控除の対象となる寄附金の下限額が、5,000円から2,000円に引き下げられました。

1月1日現在、本市にお住まいの方で、所得があった方は、原則申告が必要です。ただし、次の方は申告不要です。

- ① 所得税の確定申告をする方
- ② 給与所得者で勤務先から市に給与支払報告書が提出され、その給与所得以外に所得のない方
- ③ 合計所得金額が28万円以下の方

※所得のない方や③に該当する方でも、税務関係証明書が必要となる場合や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減を受ける場合には、申告をしていただく必要があります。

◎ 次のような所得税の確定申告の内容によっては、市の申告相談では受け付けできない場合もありますので、行田税務署で確定申告をしてください。

- ① 株式などの譲渡に関する申告
- ② 繰越損失の申告
- ③ 青色申告
- ④ 先物取引に関する申告

市民税・県民税の申告が必要な方

- ⑤ 過年度分の申告
- ⑥ 平成23年中に死亡された方の申告など

申告相談にお持ちいただくもの

- ① 印鑑
- ② 平成23年1月から12月までの収支計算の分かる書類
- ③ 会社などに勤めている方は、源泉徴収票(原本)
- ④ 社会保険料、生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、国民年金保険料、国民健康保険料、介護保険料などの払込証明書

その他

○ 医療費控除の申告をされる方や事業・農業所得などを申告される方は、金額や収支の内訳などの集計を事前に済ませてお越しください。

○ 「市民税・県民税申告書」が必要な方は郵送しますのでご連絡ください(会場にも申告書は用意してあります)。

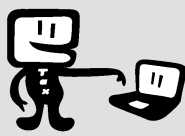
○ 期限間近になると大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

た、還付金の受け取りは、銀行口座への振り込みが便利です。なお、振替納税および還付金の受取口座は、本人名義の口座に限られます。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書などが作成できます。

また、電子申告(e-Tax)の事前準備がお済みの方は、作成した申告書などのデータを自宅から税務署に送信できます。



税務署に出かけなくてもインターネット

お知らせはがき(通知書)の送付

平成22年分の所得税・消費税確定申告書を、税務署のパソコンを利用して申告した方、国税庁ホームページを利用して書面出力により申告した方、青色申告会を通じて派遣税理士による代理送信で申告した方については、申告書などが送付されない代わりに「利用者識別番号」や「予定納税額」などを記載した「お知らせはがき(通知

書)」を送付します。

なお、「お知らせはがき(通知書)」が送付された方で確定申告相談会場などで申告書を作成・提出される場合は、必ずはがきを持参してください。

年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は不要です。

この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

日曜日の相談について

行田税務署では、今年の確定申告期間中は、2月19日・26日の日曜日に限り、熊谷税務署と合同で、確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の受け付けおよび納付相談を行います(現金納付の窓口業務は行いません)。

なお、この2日間の申告相談などの会場は、熊谷税務署となります。行田税務署での業務は行っておりませんので、ご注意ください。また、当日は混雑が予想されますので、あらかじめご承知ください。※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。